

住宅型有料老人ホーム ライラック

重要事項説明書

運営理念「みんな笑顔でみんな幸せ」

私達は、株式会社ライラックの事業を通して、要介護の高齢者を取り巻く環境を改善し、安心して暮らせる地域社会の実現に貢献します。

1. 事業者概要

名 称 株式会社ライラック
所在地 〒693-0062 島根県出雲市中野町 757-3
電 話 0853-22-5047
F A X 0853-22-5074
代表者 多田 重正
設立年月日 平成24年 9月19日

*事業者が県内で実施する他のサービス事業

サービスの種類	事業所の名称	所在地
・訪問介護 ・介護予防訪問介護	ライラック訪問介護事業所	島根県出雲市中野町 757-3
・居宅介護支援	ライラック居宅介護支援事業所	島根県出雲市中野町 757-3

2. 施設概要

名 称 住宅型有料老人ホーム ライラック
所在地 〒693-0062 島根県出雲市中野町 757-3
電 話 0853-24-7570
F A X 0853-24-7885
施設長 多田 重正
開設年月日 平成24年11月29日

●施設までの主な利用交通手段

- ・一畑電鉄大津駅から車で約10分
- ・JR 出雲市駅から車で約15分

●施設の類型及び表示事項

施設の類型	住宅型有料老人ホーム
居住の権利形態	賃貸借用方式
利用料の支払い方式	20日締め26日払い 現金払い・銀行振込可能
入居時の要件	65歳以上の方。自立者から要介護5まで対応。
介護保険	在宅サービス利用可能
居室区分	全室個室（29室）
入居定員	29名

●職員体制

職 種	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
施設長	1			
看護職				1
介護職		9		2

3. サービスの内容

(1) 介護サービスについて

居室等にて、介護保険の在宅サービスを利用することができます。要介護状態となっても、住み替えをせずとも希望により施設で入居の継続が可能です。

(2) 体験入居

体験入居がご利用頂けます。 1泊2日 無料（3食食事付き）

4. 協力医療機関について

●協力医療機関

名 称 三原医院

(協力の内容)

往診、外来診療、予防接種、健康相談、指導等の必要な医療サービスの提供、入居者の訪問診療、24時間の緊急時訪問診療

●協力歯科医療機関

名 称 藤江歯科医院

(協力の内容)

外来診療、口腔ケア等の健康相談・指導等の必要な医療サービスの提供

5. 施設、設備等の状況

【建物に関する事項】

●構造：鉄骨造（建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物）

●延床面積：999.31㎡

【一般居室個室】

●一般居室個室数：29部屋

●床面積：18.00㎡（25室）16.5㎡（4室）

- ・全居室に便所設置（車いす等の対応可）
- ・ナースコール有り
- ・テレビ回線有り

【共用設備】

- 便所 2カ所（男子便所（車いす等の対応可）1、女子便所1）
- 浴室 個浴1箇所 大浴槽1箇所
- その他
食堂、洗濯室、汚物処理室、収納設備

【バリアフリーの対応状況】

玄関、廊下、居室、風呂等の生活動線上は全て段差なし。EV 設置。

6. 利用者からの相談、苦情窓口

●ライラック苦情相談窓口

T E L : 0853-24-7570

F A X : 0853-24-7885

対応日時：月～日曜（祝日含む） 午前9時00分～午後5時30分

その他、他機関による相談窓口

●島根県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

T E L : 0853-21-2811

対応日時：月～金 午前9時00分～午後5時00分

7. 事故発生時の対応と損害賠償

当施設利用時による事故が発生した場合には、利用者の家族あるいは市町村等に連絡し、必要な措置を講じます。又、当該事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、2年間保存します。

施設側の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

8. 利用料金

●月々の諸経費

<月払い方式>

項目	月額[円]
賃料	50,000
施設使用料	35,000
食費	44,100
合計(税込)	129,100

※医療費・介護用品費（紙おむつ代など）については、個人負担となります。

※ライラック訪問介護事業所の介護サービスをご利用の方は、別途、介護保険の一割負担が掛かります。

※生活保護の料金は別紙の通りとなります。

●人員配置が手厚い場合の介護サービス

緊急時等の看護、介護の複数の人員配置、治療食（医師の指示を受けて提供）等、相談の上、個別の契約により有料サービスを提供します。

●その他個別的な選択による生活支援サービス

特別食（お祝い事など用の食事）、リネン交換や清掃の業者依頼、理美容サービス、買い物代行、通院の付添介助、入退院時の移送・同行等、利用者及び従業員等に掛かる費用を実費負担して頂きます。

9. 契約解除のについて

入居者逝去された場合、または解約された場合他

10. 料金改定の手続き

契約書第4、5条に基づき、運営協議会（ホームの役員及び入居者（代表者）、地権者、併設の介護サービス代表者で構成）における事前の協議を行い、利用者のご理解を頂いた上で、費用及び使用料を改定する場合があります。

1. 土地または建物に対する租税、その他負担の増減により賃料が不相当となった場合。
2. 土地または建物の価値の上昇または低下、その他経済事情の変動により賃料が不相当となった場合。
3. 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合。

施設利用の開始にあたり、利用者及びその家族に対し、本書面に基づいて重要事項の説明を行い、同時に利用者及びその家族は、支援事業者より重要事項の説明を受けました。

事業者 株式会社ライラック
住宅型有料老人ホームライラック
所在地 出雲市中野町757-3
電話 0853(24)7570
施設長 多田 重正 ⑩

入居者 _____ 印

8. 利用料金（生活保護受給者特別料金）

●月々の諸経費

<月払い方式>

項目	月額[円]
賃 料	30,000
施設使用料	30,000
食 費	44,100
合計（税込）	104,100